

## さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項及び第4項に基づき、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、関係機関の連携による切れ目のない支援を行う地域生活支援拠点の整備等を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち、次項に規定する機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において「地域生活支援拠点における機能」とは、次の各号に掲げる機能をいう。

- (1) 相談 さいたま市障害者生活支援センター設置要綱（平成18年さいたま市制定）第5条の規定による基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連携体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 この要綱において「拠点事業」とは、前項各号に掲げる機能の全部又は一部を備えた複数の事業所や機関により面的な体制を整備する事業をいう。

(実施主体等)

第3条 この事業の実施主体は、拠点事業を実施する事業所（以下「拠点事業所」という。）として市長が登録した者とする。

(利用者)

第4条 拠点事業の利用者は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号。以下「ノーマライゼーション条例」という。）第2条第4号に規定する障害者とする。

(運営方法)

第5条 市は、拠点事業所が拠点事業を実施するため、ノーマライゼーション条例第31条第1項に規定するさいたま市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）において、地域の現状分析や必要な機能の整理等について検討を行う。

(拠点事業所の登録)

第6条 第3条の規定による登録を受けようとする事業所を運営する事業者（以下この条において「申請事業者」という。）は、原則として、拠点事業所を設置する区又は拠点事業を実施する区の基幹相談支援センターを通じて、地域生活支援拠点として担う機能等について、協議会に報告するものとする。

2 前項の規定による報告が完了した申請事業者は、さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書（様式第1号）に法人代表者等名簿及び誓約書（様式第2号）及び運営規程を添え、市長へ申請するものとする。

3 申請事業者は、前項の規定による申請（次条第1項の規定による変更の届出及び第8条第1項に規定する再開の届出を含む。）をするときは、原則として、第2条第2項第5号の規定による地域の体制づくりを含めて申請するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、20日以内にさいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により拠点事業所として登録を行った事業所を運営する事業者（以下「登録事業者」という。）について、その事業所名、所在地、法人名を公表するものとする。

6 登録事業者は、拠点事業所について、実施した事業の内容を記録し、5年間保存しなければならない。

(拠点事業所の変更の届出)

第7条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかにさいたま市地域生活支

援拠点事業所登録変更届出書（様式第4号）に運営規程を添え、市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、「地域生活支援拠点として担う機能」に変更があった場合は基幹相談支援センターを通じて協議会に報告するものとする。

（拠点事業所の廃止等）

第8条 登録事業者は、拠点事業所を廃止又は休止するときは、その1月前までにさいたま市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第5号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を、再開したときは、その後10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、基幹相談支援センターを通じて協議会に報告するものとする。

（調査等）

第9条 市長は、拠点事業の趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう、登録事業者に対して、各事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

- 2 市長は、登録事業者に対して、各事業の運営状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

（登録事業者の取消し）

第10条 市長は登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 拠点事業が継続できなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により登録決定されたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（個人情報保護）

第11条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

(宛先) さいたま市長

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、以下のとおり申請します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話 : F A X : E-mail :
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
備考	

※添付書類：運営規程

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（所在地）

（名称）

（代表者職氏名）

### 法人代表者等名簿及び誓約書

地域生活支援拠点事業所を開設する法人の名称、代表者等の役職者名簿は、下記の通りで相違ありません。

また、この名簿に記載されている者は、さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員と密接な関係を有する者を含む。）ではないことを誓約します。

記

法人名			
	主たる事務所の所在地		
役職名	フリガナ	生年月日	住所
	氏名		

#### 【留意事項】

この名簿は、法人の登記簿上の役員（社会福祉法人にあっては、役員及び評議員）及び地域生活支援拠点事業所の管理者（予定）を記入してください。なお、必要に応じて欄を追加して記入してください。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長  
(公印省略)

さいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書

このことについて、以下の事業所を、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として決定したので通知します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話 : F A X : E-mail :
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
備考	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所変更届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

<変更内容（変更後の内容を記入）>

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
備考	

※添付書類：運営規程

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として（廃止・休止・再開）しますので、以下のとおり届け出ます。

（廃止・休止・再開）日	年 月 日
-------------	-------

<（廃止・休止・再開）内容（（廃止・休止・再開）後の内容を記入）>

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
廃止・休止・再開する理由	

※添付書類：運営規程